

今後の社会教育行政の在り方について

【現状と課題】

- これまで、地方公共団体における社会教育行政は、社会教育法に基づき、自ら事業を行う公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の設置・運営やそれらにおける講座の開設などの「自前主義」的取組が中心。しかし、複雑化・多様化する社会の要請や住民のニーズに社会教育行政だけでは十分に対応できなくなっている。
- 一方、近年、社会教育行政以外の部局においても、それぞれの分野における普及・啓発、人材育成事業が活発に展開されるとともに、民間教育事業者や大学等による活動も活発化している。
- こうした状況の中、地方公共団体の財政状況の悪化や行財政改革の取組も相まって、地方公共団体の社会教育関係職員・予算は全体として減少する傾向にある。
- しかしながら、近年、地域主権の進展や「新しい公共」の理念の広がり、さらには東日本大震災以後、地域の絆の再構築が強く求められる中で、国民一人一人がもつ資質や能力を伸張するのみならず、様々な学習活動を通じて、地域社会において住民の間の絆を築くとともに、地域のコミュニティづくりを住民が自ら能動的に行っていくという気運と市民意識を醸成し、具体的な実践につなげていくことのできる社会教育の重要性は、ますます高まっている。